

税制調査会企画会合（第 27 回）議事録

日 時：平成 20 年 11 月 18 日（火）15 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館共用第一特別会議室

○神野会長代理

それでは、ただいまから「税制調査会 第 27 回企画会合」を開催したいと思います。皆様におかれましては、御多用中のところ御参集いただきまして、本当にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

本日は、香西会長の体調があまり優れませんので、欠席されていらっしゃると思います。私が、司会・進行を務めさせていただきますので、皆様の御協力をお願いするところでございます。

○神野会長代理

それでは、審議を始めたいと存じますが、前回、14 日の金曜日でございますけれども、税制についての総論的な御議論を頂戴いたしました。本日は、前回も申し上げましたように、昨年の答申で盛り込まれた内容のうち、来年度の税制改正で制度的対応が必要である事項を中心に、事務局から説明をいただきたいと考えております。つまり、各論的な議論を行いたいと考えています。

具体的には、まず相続税について、事業承継税制の導入及びこれに併せた課税方式の見直しについて、来年度の税制改正における検討課題としておりますので、これを取り上げたいと思います。

また、地方税関係では、固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置の延長について、御審議を頂戴したいと思っております。

それから、国際課税についても、前回の会合で委員から御発言をいただいているところでございます。外国税額控除制度の見直しについては、昨年の答申でも御提言を頂戴しているところでございます。本件については、国際課税の基本的制度の見直しに関わりますので、当税制調査会としても考え方を整理したいと思いますので、事務局から説明を受け、御議論を頂戴したいと考えています。

最後に、納税者番号制度について、これも前回の審議で委員の皆様方から御意見を頂戴いたしましたので、事実関係について現状の御説明をお願いしたいと考えています。

それでは、まず事務局から、相続税について御説明を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは、相続税につきまして、平成 21 年度税制改正における課題を御説明いたしたいと思います。お手元の「資料（相続税関係）」と記された資料をお願いいたします。

まず、資料の1ページ目をお願いいたします。御案内のとおりでございますが、本年1月に閣議決定されました平成20年度税制改正の要綱におきまして、相続税については以下の3点の課題が示されてございます。

まず1つ目につきましては、事業承継税制の抜本見直し。つまり、21年度改正における「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設。

2点目が、これに併せた相続税の課税方式の見直しについての検討。

3点目が、その際、格差固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等を踏まえた、相続税の総合的見直し。このようにされたわけでございます。

まず事業承継税制でございますが、資料の2ページ目をお願いいたします。昨年いただきました答申におきまして、この下線部にありますように、事業承継税制につきましては「課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある。現行の各種特例を拡充することに関する前述の問題点にも留意しつつ、相続税制全体の見直しの中でさらに検討を進めることが必要である」というふうに御指摘いただいております。

その具体的なスキームでございますが、3ページ目をお願いいたします。この図にお示ししておりますとおり、まず事業承継の計画的な取組みにつきましては、経済産業大臣の確認を受けた中小企業の経営者等につき相続を開始した場合には、当該会社や後継者に係る要件及びその後5年間の事業継続要件を満たす場合には、後継者の相続税額のうち、下の囲みにありますが、議決権株式の80%に対応する相続税の納税を猶予する。このようになっております。

また、5年経過後以降におきましても、株式の保有が継続されれば相続税の納税猶予は継続するわけでございますが、しかしながら、株式を譲渡したなどの場合には、その部分に対応する猶予額を納付していただくことになってございます。

4ページ目におきまして、今、御紹介した制度の骨子。これは今年の閣議決定にあった要綱にもお示ししているとおりでございます。

5ページにおきまして御紹介しておりますのは、本年10月1日に施行いたしました、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」及びその施行規則でございます。この施行規則の方に、先ほど御紹介しました、新しい事業承継税制の対象になる要件が定められているところでございます。

いずれにいたしましても、新しい事業承継税制につきましては、以上のように経済産業大臣による関与を通じまして、計画的かつ円滑な事業承継を促進、あるいは雇用確保などを図るという仕組みになっている一方で、株式を譲渡した場合などには相続税を負担してもらう。このような枠組みになっているわけでございます。こうした点で、課税の公平性の観点からも許容できる経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要があるといったような昨年の答申での御指摘に沿った形になっていると考えてございます。

更に、21年度税制改正において法制化を行っていくわけですが、御指摘のあった現行の各種特例を拡充することに関する問題点にも留意しつつ、また租税回避行為等の濫用行為の防止にも配慮しつつ、制度設計を進めていくものと考えてございます。

続きまして、2点目の課題でございます課税方式の見直しにつきまして御説明したいと思っております。

6ページ目に、昨年の答申における現行方式の問題点についての御指摘をお示ししております。まず下線にありますように、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生するという点があげられます。

また、居住等の継続に配慮した現行の各種特例は、現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるところ、これは制度の趣旨や課税の公平性の観点からも問題といったような御指摘がありました。

したがって、相続の実態の変化や各種特例の整備状況も考慮して、更に具体的かつ実務的な検討が必要であるとされております。

更に、次の7ページにございますが、基礎控除の形につきまして、現在の基礎控除については定額部分がある結果、法定相続人数が多いほど相続人一人当たりの基礎控除額が逡減することになります。こういったことから、相続額が同額でありましても法定相続人の違いによりまして税負担に不均衡が生じるといったような問題があるという御指摘もいただいているところでございます。

具体的な課税方式の見直しの論点に入る前に、8ページ目でございますが、相続税の創設から現行に至るまでの沿革について御説明したいと思います。

まず、相続税は明治38年に創設されておきまして、その際には、ここがございますように、いわゆる「遺産課税方式」を採用しておりました。また、当時いわゆる家制度といったものを反映いたしまして、家督相続を優遇するなどの特徴がございました。

その後、昭和25年なのですが、シャープ勧告を受けまして、相続人の取得財産額を課税標準とする、いわゆる「遺産取得課税方式」へと移行してございます。

さらに、昭和33年、現行方式に移行しております。この移行におきましては、相続人の取得財産額を課税標準とした状況には変わりはないわけですが、税額の具体的な計算におきまして、相続税の総額を法定相続人数と法定相続分から算出し、それを各人の取得額で案分するというようなスキームを導入しております。

その後、大きな改革はなかったわけですが、平成15年に「相続時精算課税制度」が導入されております。

9ページをお願いいたします。昭和33年に現行制度が導入された背景として、「相続税制度改正に関する特別調査会」により昭和32年12月に答申が出されておきまして、そこで当時の相続税制度については、我が国社会及び経済の実情から見て、次のような欠陥があると指摘されております。

まず、イ) にございますが、現行相続税は、相続により遺産が各相続人によって分割相続されることを前提にしたものであるが、我が国財産相続の現状は、必ずしも分割の慣習が徹底しているものとは言えないということ。

2点目がロ) でございますが、遺産を分割することが困難な農業用資産や中小企業用資産その他の資産を相続した場合には、その財産が分割困難なため、単独または少数の相続人によって相続されることと相まって、その負担は相対的に重いものとなっているということ。

このような現状分析の下に、現行の方式が導入されたわけでございます。

10 ページを見ていただきますと、この昭和 32 年からおおむね 50 年経過した現状における、相続の実態をお示ししております。

先ほども御紹介した答申におきまして、我が国財産相続の昭和 33 年当時の現状においては必ずしも分割の慣習は徹底していないという御指摘がありました。つまり、当時は相続が発生しても相続財産の帰属をはっきりさせない、いわゆる未分割の状態としたケースがどうも多く見られたようでございます。この点につきまして現在はどうかということでございます。

こちらの左の表にお示ししているのは、平成 15 年相続分、15 年 1～12 月に相続が開始した相続事案についてのデータでございます。未分割の事案には、一部が未分割になっているといったものも含まれてございます。

このサンプル調査から見て取れますように、現在におきましては、申告時には約 95% の相続において分割が終了しておろす。更に一定の期間が経過した場合、4～5 年ですが、約 98% の相続において分割が終了しております。

その背景といたしましては、相続に対する意識といいますか、権利意識の高まりが挙げられるのではないかと考えられます。例えば、このページの右側でございますけれども、家庭裁判所への相続に関する相談件数等の推移を挙げております。

こちらの表にございますように、一番下の死亡者数につきましては昭和 35 年から平成 19 年にかけて伸び率が 1.6 倍。これに対しまして、家裁への相続に関する相談件数は 4.2 倍。遺産分割に係る家事審判・調停の申立件数につきましては 3.4 倍という状況になってございます。

11 ページをお願いいたします。答申の 2 点目で指摘しておりました、分割困難財産に対する現行の措置状況をお示ししております。

まず、農地につきましては昭和 50 年に農地の納税猶予制度の創設が行われております。御案内のとおりだと思いますが、農地を相続した者が農業を継続する場合には、農地を宅地化した場合の時価と農地として利用する場合の価格である農業投資価格との差額に係る相続税の納税を猶予するといったような制度が設けられてございます。

昭和 58 年には、小規模宅地等についての課税価格の計算の特例が創設されまして、被相続人等の事業の用または居住の用に供された宅地につき、事業の承継者や同居の

親族といった方が相続された場合には、一定の部分について相続税の課税価格を80%減額する等といった制度になってございます。

更には、特定事業用資産についての課税価格の計算の特例。これは平成14年に導入されておりますが、非上場株式についても課税価格の減額の特例設けられております。

この制度につきましては、先ほど御紹介しました納税猶予制度に引き継がれていくことになってございます。

続きまして、現行の計算方式についての御説明でございませう。

現行の制度につきましては、これも御案内のとおりでございませうが、点線の囲みにございませうように、各取得者の税額を、まず遺産総額が法定相続分どおりに分割・取得されたとしまして、相続税額の総額を計算し、その総額を各取得者の実際の取得財産の額により案分するような形になっているわけでございます。下に図解してございませう。

繰り返しになりますが、その問題点としましては、この囲みのところにございませうように、申告漏れがあると、それと無関係な取得者も追徴されることとなります。例えば上の例で申しますと、今、受遺者が1人となっておりますが、申告期限後に実は2人いたと判明した場合やあるいは子どもの取得額が実は申告よりも本当は多かったといった場合には遺産総額が大きくなります。その場合には、全体にかかる累進税率が高まってくるものですから、新たに見つかった財産を取得していないといった方も併せて税額がふくらんでいく、追徴税額が発生するといったような枠組みになってございませう。

2点目にありますように、基礎控除に定額部分があるといったようなことから、いわゆる水平的公平の問題が生じてございませう。

特例の問題については、先ほど御紹介したとおりでございませう。

13ページをお願いいたします。今、申し上げましたような現行の税額計算方式の問題を解消するための方法として考えられてございませうものが、各取得者の税額をそれぞれが実際に取得した財産額に基づいて個別に計算する方式でございませう。具体的なイメージはこの図にお示ししてございませう。

その特徴といたしましては、自分の取得した財産のみから税額を計算・申告するといったような、言わば簡素な方式でございませうして、他の取得者の財産取得や税務申告の状況には左右されないといったことがございませう。

また、原則として、取得財産が同額であれば税額も同額となります。こういった点で水平的公平が実現できるものと考えてございませう。

さらには、取得者ごとに税額計算をするため、先ほど来の特例措置についても取得者の特性に着目して、その取得者に限った負担軽減を行うといった措置の手当てが容易になるのではないかとございませう。

続きまして、計算方式を個別に計算する方式に見直した場合の法制的・実務的論点

につきまして、14～15 ページにお示ししております。

税額計算方式の見直しに関する、このような法制的・実務的な論点につきましては、非常に多岐にわたり、かつ、専門的あるいは技術的な側面が強いということもございまして、7月22日の企画会合の場で、会長から事務局において、実務家や学者といった有識者の方々から意見を十分に聴取しつつ検討を行うようにといった御指示をいただいているところでございます。このお示ししている案は、こういった御指示を受けまして、税理士会等々の有識者、学者の先生といった方々から意見を聴取したものを踏まえての案となっております。

全体としてのポイントといたしましては、現行制度の問題点の解消を念頭に置きつつ、制度の円滑な移行を図るために現行制度との言わば連続性・継続性を重視したものととなっております。

例えば基礎控除につきましては、各取得者の取得財産ごとに設定するとしております。これはある意味、現行の問題点を解消するためには機械的に導かれるといった見直しでございます。

他方で、現行方式の問題点とは関係がない、関連が薄いという点につきましては、例えば配偶者控除の例が挙げられると思いますが、このような場合には現行維持といった観点から、基本的には現行の制度を維持した形となっております。

15 ページの論点についても同様のことが言えると考えます。

なお、各論点の詳細につきましては参考に添付させていただいております。

16 ページ目をお願いいたします。こういった個別に計算する方式について有識者の方々と意見交換をする中で、現行方式との比較で個別方式の問題についての留意点が何点か挙げられていることを御紹介いたします。

まず現行方式におきましては、一番上の囲みにありますが、原則として、遺産総額と法定相続人の数によりまして、その相続に関わる遺産取得者全員の納税義務の有無が判定できることとなります。これは被相続人の方が相続対策するといった点でも非常に簡明であるといった御意見がございました。

他方で、個別に計算する方式につきましては、遺産分割が終了して各自の取得額が確定するというタイミングまで、それぞれ納税の要否、あるいは税額が最終的に確定しない。こういったような特徴がございます。

また、その下の段なのですけれども、分割のされ方と税額への影響といった問題についての御指摘がございました。

まず現行方式につきましては、点線の囲みにありますように、遺産総額から相続税の総額が計算されるといったことがございまして、分割のされ方にかかわらず、相続税の総額は一定。それが取得財産に応じて分配されるということございまして、言わば分割に対して中立であります。被相続人から見た場合には、ある意味、水平的公平が満たされているのではないかとといった御意見もございました。

これに対しまして、個別に計算する方式については、右側にございますように、まず上のチェックのところについては相続税の総額の話でございますが、遺産総額が同じであっても、分割の形によりまして相続税の総額が異なってくる。一般的には財産を均等に分けた相続になればなるほど、相続税の総額が小さくなっていくのではないかとということ。

2点目は、集中的に財産を取得した方についての税負担の問題でございまして、個別方式の場合には各取得者に適用される税率は取得額に応じて適用されるため、現行方式と比べますと、集中的に取得される方の税負担額が多くなっていくのではないかとということ。

今、御説明したことを図的に表現したものが、この下のものでございます。

以上、御説明しました現行の方式と個別に計算する方式の特徴を踏まえまして、まさに相続税の税額計算方式の見直しを行うことの可否等につきまして御議論いただきたいと考えております。

なお、計算方式の見直しの課題は、以上、御説明しましたように、言わば制度設計の問題でございまして、次に若干触れます、いわゆる負担水準の問題とは別途の問題と考えております。例えば計算方式を見直した場合の具体的な制度設計次第で全体としての税収は変わってくることもあります。したがって、純粋に計算方式の是非について御検討いただくためにも、負担水準の問題とは切り離していただいた上で、両方式の特性を踏まえつつ御議論いただければと考えてございます。

続きまして、要綱において挙げられております3つ目の課題、総合的見直し、つまり負担水準の在り方についての問題でございます。これは昨年の答申において指摘されている点について、この資料に沿って確認したいと思っております。資料の17～18ページでございます。

まず、17ページの①の1段落目、2段落目におきまして、バブル期の地価高騰に伴って基礎控除の増額や最高税率の引き下げ等が行われて、負担軽減が図られてきたが、近年の地価の下落に伴って、課税割合が減少するなど、資産再分配機能が低下してきているといった御指摘がございます。

その次のパラグラフにおいては、高齢者世帯において、家計資産の格差が顕著になる中、相続人が年々減少していくことに伴い、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代に引き継がれる可能性が増してきているといった御指摘がございました。

さらに、18ページの1つ目のパラグラフにおきまして、公的な社会保障の充実、つまり、扶養の社会化に伴いまして、被相続人の受けた給付についての言わば清算を相続税負担という形により、給付と負担の調整について貢献ができるとの考え方を示していただいております。

なお、被相続人の清算と、相続人が負担するという相続税との関係につきまして、若干、補足説明したいと思っております。

我が国の相続制度におきましては、相続人は被相続人の財産に属した一切の権利と義務を包括的に承継するとされており、したがって、被相続人の前述の、言わば清算義務といったものを遺産とあわせて、相続人が包括的に承継していると考えられることができると思われ、そうしますと、被相続人の清算義務を相続人が承継し、その負担する相続税を通じて、被相続人に代わり社会に還元していると考えられるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、最後のパラグラフですけれども、資産再分配機能等の回復が重要という形で御指摘いただいているところでございます。

19 ページ以降は、これまでお示ししている相続税に関連する各種係数等でございますが、時間の関係で、説明については省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○神野会長代理

どうもありがとうございます。

それでは、次に地方税に移りたいと思いますが、固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置の延長などについて、これは大橋固定資産税課長から御説明をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○大橋固定資産税課長

それでは、私の方から右肩に「企画 27-2」の資料に基づきまして、固定資産税、特に負担調整措置について御説明を申し上げたいと思います。

まず表紙を1枚めくっていただきますと「固定資産税及び都市計画税の概要」という一覧表を挙げさせていただきます。

左側に固定資産税の概要をまとめてございますが、固定資産税の特徴は土地、家屋及び償却資産を課税客体とする市町村税でございます。課税標準を、適正な時価といたしておりますので、この土地と家屋について、3年ごとにその価格を見直す評価替えというものを行ってきております。

都市計画税は、その土地、家屋を課税客体とし、課税標準を価格とする点で言えば固定資産税の兄弟のような税目でありますけれども、都市計画税の方は都市計画事業等に充当するための目的税とされております。

固定資産税の税収でありますけれども、平成19年度決算見込額で約8兆6,000億円でございますので、ページを1枚めくっていただきますと、その固定資産税の市町村税全体に占める割合が示されておりますけれども、市町村の極めて重要な基幹的税目として、その税収を支える位置にございます。全市町村の税収を見ますときに、固定資産税は約40%を占めておりますけれども、町村に至りましては約49%、半分でございますから、この評価替えの結果として市町村の財政に与える影響も相応に勘案して考えていかなければならないと考えております。

その税収の全体的な動向を3ページ目にグラフにしてございます。平成5年から平

成 20 年までの毎年の固定資産税収の変化を表したものでありまして、一番下の紫のところは土地、真ん中が家屋、その上に償却資産ということで積み上げられております。

償却資産は事業用の償却資産でありますから、むしろ土地と家屋とは違いまして、景気の動向を受けて設備投資の変化というものを反映しがちなわけですが、家屋は 3 年ごとの評価替えによって波を打ち、土地については地価の動向が反映されて、こうした税収が決まってくるという構造にあります。

その 3 年ごとの評価替えを丸で囲った年に行っている様子を表したものでありまして、平成 21 年度が、平成 18 年度以来の評価替えの年に当たるということであります。

その固定資産税の税額の決定の仕方でありまして、4 ページ目をご覧くださいと思います。固定資産税の税額算定の流れとして、そのイメージを絵にしたものでございます。

先ほど少し触れましたように、そもそも、税額は課税標準に税率をかけて計算されるわけですが、この課税標準というものが土地の価格でありますので、この 4 ページ目で言いますと、左側の土地の評価額というものが基本的には課税標準となっております。この土地の評価額が 3 年ごとに見直される作業が評価替えですが、実際の計算では、この土地の評価額に税率をかけるのではなくて、土地の評価額に基づいて算出される課税標準額に対して税率をかけることで税額を算出しております。

それでは、この課税標準額というものの算定に当たって、土地の評価額と何がどう違うのかという点は大きく二つございます。

一つは、まず政策的な特例措置として、例えば小規模な住宅用地については、その課税標準額を評価額に対して 6 分の 1 に圧縮するといった措置を講じております。言わば、さまざまな政策的な配慮から特例措置を講じるものであります。

いま一つは、納税者の負担増ということに配慮いたしまして、評価額に対して税負担が急激に上昇するような場合に、その上昇を緩やかにさせるための調整措置も講じられております。これが負担調整措置と言われるものでございまして、この負担調整措置について、この後、もう少し詳しく御説明申し上げたいと思います。

1 ページ飛んで、6 ページ目をご覧くださいませでしょうか。この 6 ページ目は商業地等の地価と評価額、あるいは課税標準額の関係を経年の変化、推移として表したグラフでありまして、平成 3 年に地価が頂上を極めた後、下落をしていったその中で、評価額あるいは課税標準額がこのグラフにあるように変化をしてきております。これは基本的にその地価を基準にして評価額を定め、その評価額を基に課税標準額を決めていく、その関係性に起因しているわけですが、その固定資産税の土地評価と課税の言わば関係・経緯を表したものが、1 枚前に戻っていただいた 5 ページ目の図であります。

もともと、この固定資産税の評価については、平成5年度までは各市町村間、あるいは土地間でその評価水準に大きな格差があるという問題がございました。また、その評価水準が全体的に相当低下していたという事実もございました。こういう現状を踏まえまして、平成6年に土地評価の均衡化・適正化を目指しまして、その土地の評価額を地価公示価格のおおよそ7割を目途とすることを基準として、その評価額を決める方式に変えてございます。そうしますと、従来の税額と新しい制度下における税額に大幅な乖離が生じてくる場合がございますので、その評価額の急上昇に対応するために、緩やかに課税標準額を上昇させるための措置が導入され、それが今日の負担調整措置として続いてきているという経緯があるわけです。

先ほど6ページの絵で示しましたように、ちょうど、この制度を導入した平成6年は、地価が平成3年に一番高くなった後、下落する局面の中で講じられたものですから、その後、3年ごとの評価替えのたびに負担調整措置の在りようについて必要な見直しを講じてきております。

平成6年に導入したこの制度も、先ほどの5ページ目の右側にありますように、平成9年度に見直しを行いまして、地価の下落に対応するため、据置年度においても評価額の修正を可能にするような措置を講じるとともに、その負担水準の均衡化を図る観点で、負担水準が低い土地については、その課税標準額を一定以上の土地について引き下げる、あるいは据え置くという措置を併せて講ずることを措置してきたわけがございます。

それでは、この負担調整措置が具体的にどのような形で行われてきているのかという点を、7ページ目にその仕組みを図示してございます。この図の中にありますように、固定資産税の評価額は、左側の地価の公示価格を100といたしますと、その70の水準を評価額として定めております。更に、この固定資産税の評価額を基に課税標準額を算定するに当たっては、その評価額の70%をもって課税標準額に定めるという、言わば仕掛け・仕組みが講じられているところです。

これを一つの目標として、現実の税負担をなるべくこの水準に近づけていくということでもありますから、70%を超えているものについては、その税負担を引き下げていく。60%を下回っている場合については、それを引き上げていく。それから、60~70%の間にあるものについては据え置くという措置を講じているわけです。

引き上げていく場合も、一気に引き上げるのではなくて、緩やかに引き上げるために前年度の課税標準額プラス当該年度の評価額の5%を引き上げていく。やがて、これが60%に達成すると、その後は据え置くという現行制度が、今、取られております。

これは商業地の場合であります。8ページには小規模住宅用地あるいは一般住宅用地について、商業地と並べて説明する図を挙げさせていただいておりますが、先ほど触れましたように、小規模住宅に関しましては6分の1の特例、一般住宅に関しましては3分の1の特例が講じられておりますので、それぞれ、課税標準については商業

地との比較において言わば大きく圧縮されている絵になっております。

代わりに、商業地に関しては据え置きのゾーンが60%、70%になっている部分が圧縮されておりますので、小規模住宅用地に関しましては80~100%。同様に、一般住宅用地についても80~100%をそのゾーンとして調整していくという工夫になってございます。

以上のような負担調整措置が、3年ごとに多少の見直しは講じられてきておりますけれども、いずれにしましても、均衡化あるいは適正化を達成していくという目標の下、運営されてきているわけでありまして、9ページ目には言わばその効果を図にして表してあります。

平成9年度には、今、申し上げましたゾーンという言い方が適切かどうかはともかくといたしましても、その税負担を引き上げていく、据え置いていく、あるいは引き下げていくという3つの分類にいたしますと、平成9年度当時は引き上げていくべき土地が70%を超えていたわけですが、徐々に調整が進み、平成20年度においては、むしろ、ほとんどの土地は税負担を引き下げる、あるいは据え置くというところに至っております。具体的には、平成20年度税負担の据え置きは7割を超え、引き下げが20%、引き上げが9%というような比率になっております。

これを、今度は都道府県ごとに、具体的な評価額に対する課税標準額の水準はどの辺りにあるのかを図示したものが10ページ目になりますが、ご覧いただけますとわかりますように、沖縄県はまだ50%台でありますけれども、それ以外のところは60~70%の水準にほぼそろってきている。まだ、そういう面では完全ではありませんけれども、相当程度、この均衡化あるいは適正化という目標が成果を上げてきているのかなと考えている次第であります。

そういう面で、もともと平成9年度以来、負担調整措置というものを通じ、税負担の公平を推進してきたわけですが、現時点におけるこの制度の運用は比較的順当に来ていると思いますし、なお、ある程度のばらつきが存在しておりますので、基本的には現行制度を今後も3年間続けていくことを基本的な方向として考えていけばよろしいのではないかと考えておるところでございます。

次の11ページ目には「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」ということで、昨年の答申の内容を挙げさせていただいている次第であります。

以上です。

○神野会長代理

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き国際課税について事務局から、これは財務省の田中参事官から御説明をいただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

○田中参事官

よろしく申し上げます。それでは、国際課税につきまして御説明いたします。

冒頭、会長代理からお話がありましたとおり、外国税額控除制度の見直しについては国際課税の基本をなす二重課税の排除方法を部分的にせよ変えることとなりますので、テクニカルな面が多く恐縮ですけれども、簡単に概要を御説明させていただきたいと思っております。

企画 27-3 という「資料（国際課税関係）」の 2 ページをご覧ください。外国税額控除制度につきまして、海外事業比率や海外現地法人の内部留保額の増加など我が国企業グループの事業実態にも配慮し、バランスの取れた制度とすべき、また、諸外国の動向にも注視すべきことについて答申をいただいたところです。

次に、3 ページ目でございます。今般の生活対策にも盛り込まれております、海外子会社利益の国内還流とはどのような現状を前提にしているかという資料でございます。税制改正要望もされています経済産業省が作られた資料です。

左下のグラフにありますとおり、経済産業省は、海外子会社の利益が国内に還流しておらず、海外に留保されている額が、近年、毎年 2～3 兆円積み上がっており、海外子会社の内部留保として、現在、17 兆円程度に達していることを指摘されています。そこで経産省の御要望は、海外子会社の利益を必要な時期に、必要な金額だけ国内に戻すことを可能とするような税制を措置することが適当ではないかということです。

海外子会社の利益を国内に還流させる施策と、そもそも、二重課税排除方式の一つである外国税額控除制度がどのような関係にあるかをこれから説明させていただきます。

4 ページ目をお願いします。論点となる子会社について見る前に、まずは一番基本となります支店形態による外国税額控除の説明をいたします。

最初の○でございますが、本社と支店は企業として一体でございますので、国内源泉所得が、国内が 300、外国支店の所得が 100 とした場合、この企業の全世界所得は 400 となります。ここでは単純化のため、両国の法人税のみで説明しますが、二重課税調整前の法人税は 400 に、国内の税率 30% を乗じまして、120 となります。

次の○でございますが、外国支店は現地法人税率を 20% としますと、現地法人税を 20 払っておりますので、二重課税を排除するため外国税額を控除しますと、国内の実際の法人税納税額は 120 から 20 を差し引いた 100 となります。

最後の○ですが、企業全体の税負担額は、国内で 100、海外で 20、全体で 120。これは言うまでもございませんが、全世界所得 400 に我が国の法人税率 30% をかけた額と同じになります。

支店形態による進出の場合、これを直接外国税額控除と呼びますが、特に制度自体に問題があるとは考えておりません。

5 ページ目では、論点である子会社として海外に出ている場合はどうなるかを見てみたいと思います。

子会社は、子会社といえども海外の独立した法人ですので、直接、子会社の所得を親会社と連結したり合算することは基本的に行いませんが、配当が親会社に支払われると親会社の所得として認識されるという制度になっておりまして、その際に外国税額控除を行います。この子会社形態の外国税額控除制度を間接外国税額控除制度と呼びますけれども、この外国子会社が親会社に配当した場合のことを図で御説明したいと思います。

ここでも国内の親会社の所得を 300、外国子会社の所得を 100 とします。そして、現地法人税を払った残りをすべて国内の親会社に配当を行った場合の課税関係を示しております。

上の○ですけれども、配当を行った場合、子会社所得 100 は益金に算入されまして、国内所得 300 に加えました全世界所得 400 の下で外国税額控除を行います。全世界所得 400 に法人税率 30% をかけた 120 から現地法人税 20 を引きますと、国内で実際の法人税納税額 100 が算出されます。

次の○ですけれども、企業全体の税負担額は、先ほどの支店と同様に、国内で 100、海外で 20、全体で 120 でございます。全世界所得に我が国の法人税率 30% をかけた額と同じでございます。子会社の配当が親会社に払われることで、初めて親会社の所得として認識するという。これが、矢印が親会社の枠の中まで入っているということの意味です。

次に、外国子会社が配当を留保した場合を見てみます。真ん中の図でございますけれども、矢印がないということからお分かりのとおり、海外子会社から親会社への配当が行われていないことを意味しております。

上の○ですけれども、配当を国外留保した場合、子会社所得は親会社の所得としてみなされないため、国内親会社の所得 300、海外子会社の所得 100 を各々の国で別々に税負担をいたします。

下の○ですが、企業全体の税負担額は、親会社が国内で 300 かける 30% で 90、子会社が海外で 100 かける 20% で 20、全体で 110 となります。配当を留保した場合、外国税額控除は行われなことがお分かりいただけるかと思えます。

ただし、別々に納税して課税関係は終了しているので、この状態でも二重課税は生じておりません。

経済産業省が主張されている状態は、一番上の図にあるような配当が還流している状態ではなく、真ん中の図にあるような配当が行われていない状態にあるということでございます。なぜ配当しないという選択をするかといえば、税額をいま一度比較していただければと思いますが、国内に配当を戻せば全体として 120 の納税、配当を戻さなければ全体で 110 の納税で済みますので、追加的に日本に納税することを避けて海外に留保することになるのではないかとということでもあります。

そこで提言されておりますのは、一番下の図にあるような外国子会社配当を益金不

算入とする制度を導入することが適当ではないかということでございます。外国子会社配当を益金不算入することとは、外国子会社からの配当を親会社の益金、すなわち所得してカウントしない、不算入とするというものです。

上の○ですが、外国子会社配当を親会社において益金不算入とするため、配当の有無にかかわらず、親会社の所得 300、子会社の所得 100 について別々に、各々の国で納税することになります。

次の○でございますが、企業全体の税負担額は親会社が国内で 300 かける 30% で 90、子会社が海外で 100 かける 20% で 20、全体で 110 となります。配当しても親会社の所得にカウントしないという意味で、所得の関係を示す矢印は親会社の枠に入っておりません。また二重課税も発生していないこととなります。

外国子会社配当を益金不算入とする制度を導入すれば、配当を戻さず、外国税額控除制度が利用されていない現状の納税額 110 と変わることなく、配当をいつでも追加的な納税なく戻すことができまして、その資金が設備投資、研究開発、雇用など、幅広く多様な分野で我が国経済の活力向上のために用いられることができるのではないかという問題意識を経産省はお持ちだということです。

ちなみに、本日お示ししたケースでは日本の税率を 30%、海外の税率を 20% としておりますが、追加的な納税が発生するケースの追加納税分とは、日本の方が海外より税率が高いという税率差があるときの差分です。したがって、海外が日本より税率が同じか高い場合には、この追加納税は発生しないこととなります。

これを税制の別の観点から見ますと、上の大きな四角の表題のところ「外国子会社に係る外国税額控除制度（現行）」と書かれております二重線の枠の横側の小さい矢印、そして、下の枠の小さい矢印を見ていただきますと、実務面では、外国税額控除制度においては海外での納税を証明する書類添付の事務手続が煩雑である、事務コストが膨大であるという指摘がある一方で、外国子会社配当を益金不算入とする場合は、手続が簡素化できるのではないかということが言えると思います。

以上が、外国税額控除制度と海外子会社利益の国内還流との関係及び国内還流に資する環境整備の説明でございます。

6 ページ目をお開きいただきますと、「外国税額控除制度の見直しに当たっての視点」ということで、今までの議論を簡単にまとめますと、適切な二重課税の排除、本来的な二重課税の排除を適切にすることが第一前提でございます。

また、税制の観点から制度の簡素化に資するかどうかということ、更には、生活対策の問題意識でもございます、企業の配当政策の決定に対する中立性が担保できるかどうかといった視点を念頭に置いて、支店に適用されております現在の外国税額控除制度の枠組みを基本的には維持した上で、海外子会社配当について益金不算入とすることについて検討していただくことが適当ではないかと考えているところです。

7 ページ目では、日本と同様に外国税額控除制度を有しておりますアメリカとイギ

リスが、海外に利益が留保されているという同じような状況を背景に、各々、外国税額控除制度の見直しを検討していることをお示ししております。

詳細は省きますけれども、アメリカでは一般的な国外所得免除方式や、海外の子会社まで連結納税してはどうかという多くの見方が示されている段階だと認識しておりますが、イギリスはより現実なものとして、子会社配当を益金不算入にする制度の導入、我が国と同様な検討を行っていると同っております。同時に、イギリスでは外国子会社合算税制を強化するという方針も明確に打ち出されており、議論が進行中だと伺っています。

今般の外国税額控除の見直し、すなわち外国子会社配当を益金不算入とした場合、配当の扱いが従来と異なりますので、配当を益金としてカウントしている他の税制の影響も考える必要があります。

10 ページを見ていただきますと、外国税額控除の見直しに伴います外国子会社合算税制の影響について若干見ていきたいと思えます。

一番上の「外国子会社合算税制の概要」ですが、そもそも、外国子会社合算税制とは、税負担の著しく低い国や地域にある外国子会社を利用した租税回避行為を防止するため、外国子会社に実体がない等の一定の条件の下、外国子会社に発生した所得のうち、その持ち分に相当する額を、我が国の親会社の所得に合算して課税するというものです。

すぐ下の「現行」という部分ですけれども、親会社が外国子会社から受け取った配当は親会社の所得に益金算入されることから、重複課税を避けるため、外国子会社の合算対象所得の範囲から親会社に支払った配当を除いておりました。図で説明しますと、親会社に配当した 80 の部分については親会社の所得に算入されるため、特定外国子会社等の合算対象所得とはしないという扱いをしてきたわけです。

次に、下の「考え方」というところですが、親会社が外国子会社から受け取る配当を益金不算入とした場合、外国子会社の合算対象所得の範囲は、外国子会社が親会社に支払った配当を含めることとするのが適当ではないかと考えております。これは二重非課税のような状態にならないように、租税回避防止措置としての基本原則に立ち返った措置と言えると考えます。図で説明しますと、親会社に支払った配当 80 は親会社の所得には算入されない代わりに、特定外国子会社等の合算対象所得に含めるということになります。

見ていただければお分かりのとおり、いずれの場合も内国法人の課税所得は全体として 400 ということで変わりはありません。したがって、振替というべきものです。

11 ページにつきましては、「今後の外国子会社合算税制等の見直しに当たっての視点」という表題に書いてありますとおり、租税回避的な行為を抑制する措置を講じていく観点から、企業活動の実態等を注視しつつ、外国子会社合算税制や移転価格税制

等の見直しを不断に検討する必要がある今後ともあろうかと考えております。

以上が外国税額控除制度の見直しと、それに伴う対応の概要です。

なお、租税条約につきまして14ページ以下の資料を添付させていただいていることを申し添えます。今年6月にカザフスタン、ブルネイと新たに基本合意に達しました。今後とも租税条約ネットワークの拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神野会長代理

どうもありがとうございました。

それでは、最後に納税者番号について、これは財務省の新川調査課長からお願いできますでしょうか。

○新川調査課長

それでは、お手元の資料、右肩に「企画27-4」と書かれております「資料（納税環境整備）」で御説明します。

1ページは、昨年、御答申いただいた内容の、納税者番号制度について論点を整理いただいたものでございます。ご覧いただきますように、さまざまな論点を御提示いただいた上で、下の方の下線でありますけれども、納税者番号制度については、現在、その導入に向けた具体的取組みを進めるべき段階に来ている。今後、円滑な導入を目指して、国民的な理解形成に一層努めるべきであるという御答申をいただいております。

2ページは、前回、吉川委員から御紹介のございました、社会保障国民会議最終報告におきます社会保障番号制度に関する記述の抜粋でございます。

3か所ほどございますけれども、1つは「(6) セイフティネット機能の強化」というところで、下線にございますように「ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進すべきである」という内容。

中ほどでございますが、これは低所得者対策の制度横断的視点というところで「ワンストップサービスなどの手続きの簡素化や負担の軽減、必要な事務の効率化のための基盤整備（社会保障番号・カードの検討等）を進めるべき」との御報告。

最後でございますけれども、終わりにといたしまして「情報・データの開示、国民一人一人のレベルで社会保障の給付と負担を分かりやすく示すための社会保障番号制の導入検討を、国民の合意を得ながら積極的に進めていくことが必要」。

こういった御報告がされているところでございます。

以上でございます。

○神野会長代理

どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方から一当たり、相続税、固定資産税、国際課税、それから、納税者番号制度等について論点などを御説明していただきました。これからの時間は

自由討議に移りたいと思いますので、特にどのテーマからということをご設けません。どこからでも御自由に御意見を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

○田近委員

たまたま、今年のこの税調で資産課税、今日の御説明だと、相続税と固定資産税のところの司会と意見のとりまとめをやらせていただいたので、そして、昨年、答申を出したわけですけれども、それを一応、見ていた者の一人として、相続税で何が課題かという私なりのポイントを手短に話させていただきたいと思います。

できるだけ資料の順番どおりにくくらせてもらいますけれども、そもそも、昨年、この税調で何をしたいかといいますと、今日は事業承継税制のところですが、中小企業の事業承継税制で、いわゆる取引相場のない未上場株に関わる相続税の問題をどうするかということで議論をしました。

それで、企画 27-1 の資料の 2 ページに、これについて、事業承継税制は非常に重要、あるいは重要でないとは言いませんけれども、公平性の問題から若干の問題があるとか、いろんな視点がありますけれども、事業承継における相続税負担の影響については実態分析も含めて検討したらどうか。特に課税の公平性等の観点からも許容できる制度にしてほしいということをもとめたわけです。

その結果、1 ページ目に戻りますけれども、閣議決定、平成 20 年度税制改正の要綱というものができてきた。それが 1 月です。

そこで、真ん中辺りに「この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めること」。これの中身については、また簡単に述べさせていただきますけれども、いずれにしても、この税調の答申を踏まえてと私は思いたいのですけれども、その閣議決定がそれを引き継いで、相続税の課税方式を遺産取得方式に改めることを検討するというふうに入ったわけです。その際、格差の固定化、老後扶養の社会化の対処等をしっかり考えてくださいということで去年は終わったわけです。

それから、6 ページに、そのときに税制調査会が、それでは、課税方式についてどう考えたらいいのだということを示しているのですけれども、字句のことはともかく、それを今日、資料でまとめていただいたものが 12 ページになります。

今、我々が考えているのは、事業承継税制をやる。未上場株を引き受けたときに、早い話、8 割は課税ベースから除いて、その代わりに、5 年間は事業をしてくださいとか、そういうことです。ポイントは、事業承継税制をやります。そのときに、現行の相続税課税でどこが問題ですかというものが、この税調の問題なわけです。

それで、12 ページなのですが、現行の制度についてはこれからここで私が説明する必要はないのですけれども、ここに書いてあるように、まず遺産総額が法定相続分どおりに分割・取得されたとして総税額、相続税額を決定し、あとは実際に相続人の受け取った額で払ってください。

私の思うポイントは、12 ページの一番左側にあるわけです。少しわかりにくいのですが、白い部分と網がかかった部分、つまり、非課税財産と黒い部分、それから、基礎控除を全部合わせたものがいわゆる相続財産になるわけです。受遺者というのは、説明には要らないですから忘れていただくと、配偶者と子どもがそれを受け取った。そうすると、現在は、この非課税財産をカットする。例えば、小規模の家に住んでいるときには課税評価額よりも下げるとか云々のことをするわけです。それで、基礎控除はここに書いてあるとおりです。そうやって、ある意味で相続評価額を課税評価額に縮小して、評価して、あとは法律に基づいた相続をしたとして、かけていく。

すると、ポイントは、この 12 ページの黒い部分がどう計算されるかで、新しく事業承継税制になると、例えてみるなら、このファミリーがそういった株を持っていて、この税制が適用される。すると非課税になりますから、白い部分が増えるわけです。白い部分が増えると黒い部分が減って、そのまま税金をかけると、要するに本来は事業を承継するための御本人ではなくて、そうではない人にもみんな負担が軽減してしまうのではないかというのが、御存じかもしれません。くどいようでしたら失礼ですが、問題の根っこだったわけです。

13 ページが、そこで課税方式とか何かかたい言葉が出てくるのですが、したがって、さっき言った全部の中から黒い部分が減って、そして、みんなで相続税額を軽減したものを享受するのは、やはり、この制度の目的ではないということで、それでは、さっき言った白抜きの全部の部分は、最初は黒く見ましょう。そして、その次に遺産分割とありますけれども、それぞれ、未上場株を引き継いだ人も含めて、それぞれ遺産相続人の中でどうやって分割したかを決めましょう。その後、この白い部分が出てくる。ここが違いです。

したがって、その未上場株を引き継いだ人はいっぱい白い部分が出てくる。そういうふうにして、事業承継で中小企業の事業を承継していくことは社会的に見ても重要なんだ。農業もそういうことなのでしょうけれども、そういうふうにして、しかし、きちんと承継してもらう人に対しては税負担を下げましょうという形で課税方式の議論をした。だから、課税方式の議論というよりは、そもそもは事業承継税制を強化することに伴う課税の公平性として税調は議論をしたのだと思います。したがって、各委員で検討してほしいというのは、このことを検討してほしいと私は理解しています。

これに伴う困難さというものは、何度もプラス、マイナスがありますから、16 ページに、今言った、今度は取得課税にしたときの問題点があることが書いてあるわけです。

いろんな問題点はあるのです。遺産の分割が終了するまで税が確定しないではないかとか、遺産相続が、同じものが分割のされ方により、変動する。それから、均等分割よりも多くもらう人は負担が重くなってしまいます。これもそういうふうにつくっているのだと私は思いますけれども、分割が終了する前までとか、全体から考えると、制

度執行上でこれが非常にどのぐらいの問題かという議論はあると思います。ただ、それは実行段階で対応できるのだというような議論はしていたと思います。

そういうわけで、この問題が、恐らく税調としてはテクニカルな議論をしたというよりは、課税の公平性のところから議論をした。勿論、これに対していろいろ御意見が出てくることは私もわかります。まさに、これで税が減る人が多いと思いますけれども、やり方によっては増える人もいるかもしれません。ただ、それは基礎控除とか税率の採り方にもよるのでしょうけれども、全体としてそういうことが、私が申し上げたことが全体のピクチャーだとすれば、課税方式というものは、この一つというわけではないのかもしれませんが、何かしないと、一言で言えば、12ページの白い部分がぎゅっと増えてきて、黒い部分が減った税額がみんなのところへ行ってしまう。これは何とかしなければいけないという議論は根っここの議論としてあることが、私がああとき、司会をさせていただいたときの論点整理だったと思います。

以上です。

○神野会長代理

よろしいでしょうか。適切にといいますか、説明をまとめていただきまして、事実上、現状では法定相続分課税方式は実質的に遺産税方式になっているので、事業承継税制を入れたときに事業の承継と関わりない相続まで利益が及んでしまうので、それを取得税方式に改めないかという論点がここで去年からやってきたことではないかという御説明ですね。

○田近委員

そうです。

○井戸委員

私、田近先生の御説明もよく理解して、田近先生に去年御苦労いただいたわけで、答申にとりまとめられました。その答申にとりまとめられたときに、論点が2つあったと思うのです。

1つは、あまりにも相続税負担が軽くなり過ぎていて、その負担の公平さを取り戻す必要があるのではないかということが1つ。

もう一つは、前回もお話が出ておりましたけれども、社会保障制度の充実に伴って、相続税が、遺産が相続されるときに、その一部を社会的に還元するという給付と負担の調整に貢献できるのではないか。いわゆる、負担の不公平の問題と、それから、今の現代的な相続税の意義をどう考えるべきなのかが総論としてあったと思います。

その次に、課税方式の問題については、非常に今の遺産課税方式は問題があるので、しかし、諸外国を見てみると、遺産財産課税というのでしょうか、遺産の総額に応じて税額を決めて、そして、その配分に当たっては取得した部分に応じて配分をしていく。つまり、最初から取得分に応じてだけですと、結局、遺産総額に対する税負担は変わってしまうのです。ですから、遺産総額に対する税負担の、いわゆる非課税部

分は除きまして、課税部分に応ずるような遺産総額に対する税額は一定にしておいて、それで公平を保って、そして、取得部分に応じて特例的な措置を考えていくなら考えていくようなことも含めて課税方式の検討をすべきなのではないかという議論があったのではないかと思うのです。もしなかったのだとすると、私はそういうふうな検討を、単に遺産分割方式を取得分方式だけに変えるだけでは不十分なのではないかと、分割方式自身については考えます。

この2つの問題を解決していかないと、相続税の抜本改正にならない。もし、その議論が尽きないのだったら、とりあえず、事業承継税制に伴う微調整だけにとどめるべきで、もっと基本議論をきちっとやっていかないといけないのではないか。特に今の負担の在り方の議論になってくると、とても今回の議論にはたえる時間がないと思いますので、そうだとすると、来年度改正に間に合うような体制の議論にせざるを得ないのではないのか。

となりますと、非常に恐縮なのですが、納税猶予制度を入れるのは、異議はあまりありませんけれども、その他の構造まで変えてしまうような議論をここで決めてしまうのはいかがだろうかというのが私の意見でございます。

#### ○高木委員

今の井戸さんの御意見と、多分、重なるのかなと思いますが、「企画27-1」の資料の1ページの、今年の税制改正の要綱の一番最後の2行で「格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題」という書き方がございますが、この議論は吉川先生からも御報告があったかもしれませんが、社会保障国民会議の中でもこの議論に着目した相続税の在り方論というものが結構出ておまして、昨今、特に所得課税を中心にした再配分機能が大幅劣化して、一方で相続税が、負担が非常に下がっている。

所得再配分機能の劣化の一部が相続税とも関連性を強く持っているのではないかとというようなとらえ方も含めて、将来の社会保障に備えるための財源論としては、消費税を中心にするという議論もありますけれども、相続税にもそういう一定の役割があっているのではないかと議論も社会保障国民会議でもかなりありましたので、これは今日言って明日ということにはならぬかもしれませんが、そういう視点を含めて相続税の問題を議論していく必要があるのではないか。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

#### ○上月委員

事業承継税制との絡みなのですが、実は事業承継税制が非常に私も期待していましたが、現実には拝見しますと、これは実際に、それを適用できる企業が果たしてどれくらいあるのか。非常に条件が厳しくて、今、特にこういう経営状況の中で、5年間保有する、そして、その後にももしも譲渡したら、その時点で利子税がかかるとか、このままですと、事業承継税制そのものがあまり実効性がないのです。これがもとので、

今、遺産取得者課税という話が田近先生からもありましたけれども、もし、そういうことであるならば、今のままの事業承継税制であれば、相続税の課税方式を遺産取得者課税に変える必要はないと私は思っています。それほど事業承継税制が不公平といえますか、公平性に問題があるほど皆さんが活用できる制度ではないのではないかと思います。

○中里委員

田近先生に2つ質問です。

100億円の資産を持っている人が1億円を相続するときと、資産がゼロの人が1億円を相続するときと、同じ相続税負担でいいという制度になりますね。今もそうですけれども、それについてどうお考えかということが1つ。受け取った側の財産額がどんなにであろうが、なかろうが、受け取った側といいますか、子どもの方が自分で稼いだ財産とかがある場合に、その額が多くても、少なくても、1回の相続ぽっきりについて、幾ら受け取ったかだけに着目して課税がなされることに関してはどうお考えかということ。

もう一つは、今の相続法の体系の中では遺留分というものはありますけれども、遺留分さえ守れば、だれにどれだけ遺言で相続財産を残そうと自由なのです。そのときに、孫に残そうが、子に残そうが自由というときに、どうして孫に残すと世代飛ばしということはいけないことのように加重課税を行うのか。その理論的根拠がないと、なかなかもたないのではないかと民法の人から言われたのですが、どうお考えかということですか。

○田近委員

要するに、税調の場というものはどういう議論をするのか、かねがね思っているのですけれども、問題は今ある税制があって、新しいものを入れる。そのときに不公平が起きたときにどういうふうに調整しましょうかというのが我々の議論なわけです。

ここでゼロの人が1億円をもらうか、100億円の人が1億円をもらうか、どちらがいいのかを議論しろ。あるいは孫まで飛ばしてはどうかというのは、実態的には孫まで飛ばしていいというのは租税回避が多いのでしょうけれども、我々が、今、突き付けられているのはそんな問題ではなくて、事業承継というものは中小企業の継承で、重要かどうかを含めて我々はやることにした。

ただ、今の仕組みで言いますと、説明しましたように、全体の相続額がばんと減って、事業承継をしないほかの人にも実は利益が生まれてしまう。それは農業の課税でも、今、行われていますし、小規模の家の扱いでも、住んでいなくてもそうですね。ただ、そういうことは是正するに値するのかということがこの射程で、ここで税法の先生と私が議論しても勝てるはずはないわけで、そういう議論は税調の場では持ち込むべきではない、ふさわしい議論ではないと私は思います。

ただ、我々としてはきちんと、今ある事業承継税制をある社会的な目的のために議

論しましたけれども、もう10月1日から入ったわけです。それをとめることはできませんし、私もそれは執行すべきだ。上月さんは、本当にわずかなのですから、使いにくい税なのですから、目くじらを立てないでください。それも一つの見識だと思います。ただ、そういうものを踏まえて、ここでの議論がどういうふうに行くのかというのが私はポイントで、私自身は別に皆さんの答えを伺いながら、まだどういう視点があるのかというのは伺いたいと思います。

#### ○神野会長代理

つまり、その議論をやっていくと、もともと、相続税をどう考えるかという議論に行き当たるわけですが、一応、やったことにしておかないと、先ほどの最初の御提案も案としてはあるわけです。本人の所有している資産額に、もらった相続財産を付け加えて、累進税率でかけるという税方式は提案されていますし、後者の議論について言えば、なぜ経済力の増加である相続も所得税としてかけないか。それは、所得の課税単位を世帯として考えるか、個人として考えるかにより、通常、所得として考えて適用するには、あまりにも社会の家族などの概念に関わってくるので、家族内の移転として別に課税するわけですから、そうすると、家族内の移転の問題を考慮するのが普通の考え方で、それは相続税を所得税から分離して課税する根拠に結び付く話で、そこまで一応、やったということを前提で議論しているのだと思いますが、いいですか。

#### ○増淵委員

基礎的な知識がないので半ば質問なのですが、この事業承継ということで考えたときには、今の相続税の課税方式に具合の悪いところがあるということだと思っておりますけれども、一方で、ごく普通の個人が死亡したときの相続を考え、かつ、社会保障の充実ということで、この「企画27-1」の資料の18ページにあるようなことで考えたときの相続税というものは、相続財産に対して、一定の財産であれば一定の税がかかる。要するに、相続人の数とか分割の仕方で税額が変わるのはむしろおかしいことになりそうな気がするのですが、つまり、事業で考えたときと、普通の自然人で考えたときと少し違い得るのかという気がしないでもないのです。

それで、先ほど井戸委員が言われた話は、更に現行方式でもなく、遺産取得課税方式でもない第3の方式になるのでしょうか。そういうものが最後の質問になるのですが、私が言った疑問にどなたか答えていただければありがたいということです。

#### ○井戸委員

遺産課税方式と、ここで提案されているような遺産取得課税方式と組み合わせることも可能だと思いますが、いずれにしても、相続税の課税の基本構造に関わるような問題でもありますので、こんな短時間でぽんと事業承継税制との絡みだけで決められるのかというのが私の一番の疑問で、それで問題提起をさせていただきました。

事業承継税制についての非課税の部分は、一度分割しておいて、それで、その事

業承継をされる方のところで配慮していくやり方だって現行方式の中でもあり得るので、現時点では事業承継税制との整合性を取るような方式で対応すべきであって、もし相続税の課税方式まで変えるのだったら、税負担はどうするのだとか、先ほどのような基本論はどうするんだとか、そういうところの共通理解をきちっとした上でないといかがだろうかというのが私の意見でございます。

#### ○高山委員

今年1月11日の閣議決定が「企画27-1」の資料の1ページ目にあるのですけれども、事業承継税制については制度化が既に行われているわけで、遺産取得課税方式に改めることを検討するという事なんですが、私の理解では昨年、確かに発端は事業承継税制だったのですけれども、それとは離れて、やはり相続税一般の議論の方でかなりやったと私は理解しているのです。

基本に関わることで言えば、こんなに相続税収が減ってしまった。あるいは相続税を納めている人がこんなに少ないではないか。他方で、いろいろな理由で相続税の課税強化に対する理屈づけを我々はしたのではないかと思うのです。そういう中で、私は去年と同じようなことだけでお茶を濁すのではなくて、その実施に向けてもっと促進するようなメッセージを税調としては発信すべきではないかと思っているのです。

#### ○井上委員

事業承継税制は決まったことでして、先ほど上月委員からお話がございまして、非常に使いにくいという問題も確かにあろうと思います。しかし、まずはこれはスタートして、この次にどういうふうに改善するかが大事だと思うのです。

やはり、事業承継というものは何なのか。基本的には企業を継続させて、その中小企業をいかに発展させていくかということの問題から派生しているはずだと思うのです。要するに、相続税でも何でも取ってしまえばいいのだということではなくて、企業を存続・継続させる。今の中小企業の2,800万人の雇用をいかに継続させていくのか。そして、そこで生み出している58兆円からの付加価値があるわけです。大企業に比較してももっと多い付加価値がある。そういうものをどういうふうにして拡大化させていくのが大事なわけなのであって、その目的を忘れて税を取ればいいのかと走ってしまっているのかと思います。

どうも笑われて困るのですが、企業があって生活があることをどうも忘れていないか。お金は降ってこないのです。企業で働いて、それで稼いで、我々が裕福になる。皆さん、そこをもっと根本的に、この税調でも考えるべきだと思うのです。ただ収入が減ったから、それでは、片一方で相続税を上げればいいのかというのもおかしい。

確かに、単なる事業のためではなくて、金を不労所得で入ってきたものは取ってもいいわけです。これは別なのです。だから、今の資産についても、例えばびったんに提供している者も、経営者なら全部担保に提供している。その担保に提供している

のは資産価値がないわけです。それでは、それは経営させてもいいではないかということだって、逆に言えばもっと真剣に考えるべきなのか。資産価値がないものに何で相続税をかけるのだというようなことだってあるわけですから、そういうことも総合的にもう少し考えていただいて、やはり事業を中心にして物事を考えるのであって、ただ、税収をどう上げるかだけに焦点を絞るべきではないと思いますので、よろしくお願いします。

○高木委員

田近先生に御質問ですけれども、さっきの田近さんの御説明ですと、この場は課税方式等のテクニカルな問題を議論する場ですか。

○田近委員

そうではないです。

○高木委員

それで、私どもは、今の井上さんとも真っ向から対立するのかもしれませんが、負担水準の見直し論なども非常に重要な議論ではないか。そういう理解でいいのですか。

○田近委員

私が申し上げたのは、課税方式と言いますと、言葉自身では非常に技術的なことをここで議論するように響きますけれども、それはさっき言ったように、森羅万象ではなくて、井上さんたちの同族会社の事業承継を、ある意味、ここでいろいろ議論がありましたね。だけれども、それ自身はサポートしよう。そして、未上場株の8割は非課税にしよう。だから、その意味では8割を9割にして、制度を遺産取得課税方式にするという議論もあり得ると思うのです。

だから、高木さんの御質問は、ある意味で日本の事業承継を通じて、相続税課税の根っこの部分に関わるようなところは課税方式の話でしょう。そういうことを申し上げて、あと、負担がどうなるかというのは税の設計次第で変わっていくわけで、そういう意味で、だから、宿題は多少あったわけですね。どういうふう新しい制度にしたときに、基礎控除、税率を含むと歳入が一定になるのだとか、それはあると思うのです。だから、たしか、あのとき言いましたのは、これで一挙に税を上げたいとか、そういうところは、さっき御説明がありましたけれども、それを切り離してということだと思います。

○横山委員

この相続税の課税方式と、それから、吉川委員が言われた考え方というのでしょうか、社会が老後の扶養を支えているのだということと言いますと、被相続人が生涯にわたって社会から受けた給付に対応する負担を死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税はこういうことで受益と負担の調整という考え方ですね。それと、遺産取得課税方式が整合するのかどうかについて吉川委員のところでお考えになっているのかどうか。

それから、昨年度の 11 月の基本的考え方、答申で、事業承継税制について、閣議決定はこうなっているのでございますけれども、遺産取得課税方式に改めることを検討するという答申になっているのかどうか。この辺のところを、私は確認をさせていただきたいと思います。

○吉川委員

私がお答えするのは特に第 1 点目かなと思いますが、社会保障国民会議の方でなされた議論は、先ほど高木委員が発言されたことが非常によくまとめてくださっているのではないかと思います。考え方として、社会の在り方、高齢者の面倒を見るのが昔の家族から社会にという大きな流れがあるわけですから、その社会で見ると、具体的には社会保障ですので、その社会保障の財源の一端を相続税が担うのはそれなりに合理的なのではないか。具体論としては、これも高木委員がおっしゃったかと思いますが、そこで相続税の課税ベースがもう少し広がることがあってもいいのではないか。我々はそんな議論もやった。ただし、相続税の課税の在り方について、今、ここで議論されているようなことは、私たちは全くやっておりません。

それと、もう一つ、ついでによろしいですか。

今の横山先生のあれとは違うのですが、事業承継税制との関係なのですが、井上委員が事業の継続が大切だとおっしゃるのはよくわかります。それが付加価値を生み、経済の中で雇用をも生むわけですから、中小企業の事業が承継されて、企業が健全な経済活動をするのは重要なことなのだと思います。そのことは私も理解しているつもりなんです。ただ、そのことと、やはり企業の持っている価値は経済価値なわけですから、それを次の世代の人が経済価値、経済力を相続するときに、それをどのように資産課税上、具体的には相続税ですが、この場合、どのように負担するのが公平なのかというのはまた別問題だろうと思うのです。

ですから、事業の承継が速やかになされるためには、ある 1 点で非常に大きな課税支払などが必要になると事業の継続が難しくなるとかということはそれなりにわかるのです。例えば私たち経済学者の言葉で言えば、資本市場は完全でないとか、流動性の制約があるとか、私たちならそんなような表現をするのかなと思うのですが、しかし、事業が速やかに承継された暁には、将来、企業が収益を生むわけですから、それであれば、将来生み出す収益の中から経過された分を社会に還元すべく課税するとか、わかりやすく言えば、例えば相続税の支払いでも、ある一点で支払いをしなくても、それを 30 年分割払いで、現実にそうしろとか必ずしも言いませんが、考え方として、そうすることによって流動性制約の問題などを解決する。したがって、事業が承継される。しかし、経済価値を相続するという点に関しては、やはり社会に還元すべきだ。そんなようなことも考え方としてはあり得るのではないかと考えます。

○新川調査課長

昨年度答申のまとめについて御紹介いたします。

相続税の課税方式につきましては、まず導入当時の経緯、それから、現在の課税方式で幾つかの問題点がございまして、「企画 27-1」の資料の 6 ページにございますように、結論から申し上げますと、②の下 2 行でございまして「こうした点を踏まえ、導入当時からの相続の実態の変化や各種特例の整備状況も考慮し、さらに具体的かつ実務的な検討が必要である」。これが御答申いただいた内容でございます。

○神野会長代理

少し今までの論点を整理させていただくと、去年の議論では、一応、事業承継税制を議論したわけですが、そのときのまとめ役として田近先生の御発言があったように、それは課税方式を遺産税方式から遺産取得税方式に変えないと完結しないのではないかという御発言ですね。

それに対して、井戸委員の御発言は、去年、遺産税、相続税に関しては議論したけれども、重要な課税方式の変更をここで早急に決めていかどうかという御議論だったと思います。

それに対して、高山委員は、いや、昨年十分にやったではないかという御議論で、私の理解では、先ほどの横山委員の御議論は、去年の議論でも死亡時に清算していくという意図から考えれば遺産税方式が肯定されるはずではないかというお話だったと思います。

ただ、その後でまた、相続税の有する所得再分配機能を回復する必要があると書いてありまして、こちらではむしろ取得税方式にしないと遺産分割が進んで、再分配機能を強化できませんから、そこはそういうふうに言っている。

それから、課税方式については、特に事業承継について、導入についてどうこうというのは、後で事務局で補足してもらいたいのですけれども、そこについては特に触れていないのですけれども、今、横線が引っ張ってあるように、居住等の継続の特例みたいなことでいけば、課税方式を変えないと、事実上、遺産税方式であるような現行税制の下ではほかの人にも及ぶ。そういうことが書いてあるので、事業承継などを入れた場合にも当然にそこが示唆されているのではないかと。

そういう読み方でいいのでしょうか。私の読み方が正しければ、ここに書いてあるだけだという理解ですけれども、まとめ役の田近さんか事務局に補足してもらいたいです。そういう読み方でいいですね。

○新川調査課長

答申でどうだったかという整理でございましょうから、今、ございました、各種の特例は云々という 2 行がございまして、実は事業承継のところに、事業承継税制についてはということで「現行の各種特例を拡充することに関する前述の問題点にも留意しつつ」という記述がございまして、これがこの 2 行を引いたものとなると思います。

○神野会長代理

わかりました。

ここで読むから、昨年の議論でも基本的には、この承継税制を入れる際において課税方式を少し考えないとだめだというふうに答申で打っているということでもいいですね。それに対して、上月委員は、事業承継税制をやってみたら、それほど利用されていないので、利用しにくいのであまり考える必要はないのではないかという御意見だったというふうに整理させていただいていいですね。

#### ○出口委員

今の話と関係あるのですけれども、昨年、そういうことでは、結構、いろんな方向性について書き込んでいるわけですね。その中で普通の人が、例えば関心のある、最高税率を含む税率構造の在り方とか、基礎控除とか、こうした根幹に当たる部分も書き込んでいるわけです。それが、勿論、事業承継税制は書き込んでいますし、課税方式も書き込んでありますが、今、この段階でこれだけ出てくると、私はやはり、井戸委員の御心配は当然あるのではないかと思うんです。

更に、そもそものところで言いますと、やはり相続そのものが昔でイメージしたライフサイクルと随分違ってきている。大体、相続をする年齢も高くなってきているわけで、そういった中で事業承継のことを取り出して、こういうテクニカルなことをすることについては、私は中長期的には賛成なんですけれども、果たして、今、税調自体、あるいは税制自体、いろいろ国民からなかなか納得を得られていない。例えば税源移譲のときにしても、幾ら同じだといっても、時期が違くと物すごく、非常に強い税に対する不信感を与えているわけで、いかにもこれだけ取り上げて、相続全体がどういうものであるかということをおそらく十分議論をした状態のない中で進んでいくと、大事の前の小事といいますか、税制全体のシステムに対して、より国民の不信感が募るようなことになれば、ミクロな面では何か整合性が取れても、かえって、それが果たして日本の将来にとってプラスになるのかということについては危惧を感じるのです。

それで、今、御指摘の「企画 27-1」の資料の中で、特に 28 ページを見ていただきたいのですが、これだけ法制的・実務的な論点がある中で、事業承継に関係ない人からすると、何で、今、変わるのだということ、かえって大変ではないかということをおそらく素人ながら考えます。

更に、私の横にたまたま税法の大家がいらっしゃいますので、私は先ほどの田近さんの御意見は、せつかく中里さんがいらっしゃっているわけですから、むしろ税法の観点も、今の孫は幾つなのかなどと、いろいろあるわけです。

だから、そういう高齢化とか、世界経済全体もいろいろ変わっていますし、グローバルのあれもありますし、例えば申告納税時というときに、これは一体、ブラジルだの何だの、いろんな状況がいろいろ変わっている中で、果たして、この議論の中で、こういうテクニカルなことだけで進んでいくのは、私は井戸委員が御指摘になったこ

とに尽きるのではないか。

これは反対しているわけではないのです。これはやはりやっていかななくてはいけないのですけれども、税調としてどう打ち出して、どういうタイミングですか。去年の答申には全部セットで書いてあるわけです。わかりやすい、最高税率をどうするかということも書いてあるわけです。その中で、それは今回、全然出てこないというのは素直に心配だというだけです。

○神野会長代理

御意見は、上月委員のものに近いのでしょうか。つまり、事業承継税制は既にスタートしていて、それに伴う不公正が生じるから導入しようというふうにおっしゃっているわけですか。

○出口委員

まさに上月委員の意見と一緒です。

○田近委員

だから、出口さんのポイントもあると思うのです。どういうパースペクティブで今日は話しているのか。相続税が重要だということはみんなシェアしていて、税収とかいろんなことも重要ではないか。そのとおりだと思うのです。だから、そういう意味では1年かかったわけですから、そういう議論も深めていくべきだったとは思いますが。

私も経済学者で、税法あるいはそういう制度の細かいことは知りませんが、ただ、現行制度の問題点は、むしろ去年、相当議論されていて、12ページにもあるのですけれども、相続人のだれかが気がつかなかったか、故意かは知りませんが、相続した財産を申告していないと兄弟全員にそのとぼっちりが行ってしまって、そのしりぬぐいを税理士の先生たちがしなければいけない。だから、むしろ去年の議論だと、上月さんとは言いませんが、税理士の人たちは、現状はもうたまらぬということでフェイラブルだったと思うのです。

だから、どの程度、ポイントかといいますと、やはり出し方として、矢庭にですけれども、ここで相続税を増税するためにこの議論をしたいのだというのだと、それはどの議論も通らないと思います。

ただ、現行の方式の問題点に関しては、むしろ去年、私はコンセンサスがあったのではないかと。ただ、いざ、ふたを開けてみて、現行を変えてみると、それはどの改革でも負担が増える人はいるわけで、それに対しての声はある。だから、そういう声に対して、具体的に何らかの形で調整できないか。表現は井戸さんと私と多少同じよう違う。どの範囲で制度改革における負担調整をするか。それは、制度を変えて負担調整をするのか、あるいは現状の制度の延長上で何かやるのかというのはあると思います。

ただ、議論の感じが違ったのは、去年はむしろ現状の問題点が噴出してきて、私もまとめていて、そうか、そういう意味では現行を変えなければいけないのかという形

で受けていたと思います。

○中里委員

先ほど田近先生に質問したのは、別に田近先生を追い詰めるためではなくて、去年、随分議論しましたし、その後、事務局も含め、いろいろ実務的な調整を、税理士会等の意見も聞いて十分やっているからこそ、こういう細かい資料ができているわけで、大方、問題はないと思うのです。

ただ、今回出たものがこれですべてで、遺産取得課税方式に移行したからこれで終わりだということではなくて、まだ考えなければいけないことがいっぱいありまして、だから、過渡期的な形態としてというお返事を期待しただけの話で、ずるいのですけれども、そんな感じです。

国際課税は今の御説明どおりで、極めてテクニカルですけれども、時宜にかなった改正で、特にそんなに大きくコメントすることはないと思います。

○横山委員

1点だけございまして、私は社会保障の財源として相続税の位置づけといいますか、意味づけは、吉川委員がおっしゃられているような、やはり社会から受けた給付に対応する負担を死亡時に清算するという考え方が非常にこれからの社会保障を考えているときに私も重要だと思っていますので、そこと、この課税方式を遺産取得課税方式に改めることの整合性をやはりどこかで詰めておいていただかないと、清算という言葉は、やはり支出課税のようなベースの考え方で、これを所得課税、いわゆる遺産取得時に課税するという方式に変えることの意味が、今後、恐らく社会保障財源という位置づけを相続税でやろうとした場合の整合性を考えておいていただきたいという要望です。

○吉川委員

先ほどの発言、それから、今の横山委員のあれで1つだけ明確にしておきたいのですが、形式的なことになってしまうかもしれませんが、社会保障国民会議はあくまでも社会保障が守備範囲ですから、相続税も含めて最終報告に書かれているわけではありません。ただし、会議、分科会も含めてですが、何人かの委員の方々がこの相続税も含めて発言をされて、そのときの議論を先ほど高木委員もよくまとめて話してくださいましたし、先ほど述べた私のあれも、私個人としてはそういうふう考えています。ただし、最終報告に何税がということは勿論議論しておりません。

すみません、一応、そのことだけ申し上げさせていただきました。

○神野会長代理

社会保障国民会議の方の件でしたか。それとも、去年、一応、私どもも吉川先生の議論は入れているのです。

○吉川委員

勿論、税調の方で入れていただいています。

○神野会長代理

そちらのことですね。両方ですか。

○横山委員

私たちが相続税の位置づけを、社会保障のサステナビリティを高める税収源という形で、この政府税調で位置づけるとするならば、整合性をどこかで考えておいていただきたいということだけです。

○翁委員

国際課税について、これは非常に時宜にかなった重要なことだと思いますので、一言コメントさせていただきたいと思います。

やはり、かなり最近グローバル化が進んでいて、今回の景気回復も、GDPよりはGNEで引っ張られて景気回復してきた状況があったわけですし、その意味でも、日本の経済成長のパイを確保していく上で、これは非常に重要だと思っています。特に、今、法人税の海外との格差の問題は、当面、なかなか難しい状況でございますので、法人税の税率水準そのものをほかの税制の全体のパッケージの中で議論していかなければならない。そういう中で、こういった海外子会社からの受け取り、配当の益金不算入というものは、やはりグローバルな流れを見ても非常に重要だと思っております。

一言、コメントいたしました。

○杉山委員

翁委員に関連して、私も国際関連、今日は相続税の話が中心になったわけで、ほかの話もしなければならぬと思ひまして、この国際課税の話で、資料にもありますように、海外の現地法人の内部留保が17兆円と非常にたまっているところが、この制度がそもそもおかしいのではないかという議論の出発点だと思うのですが、この制度のゆがみをもたらす問題が果たして、この内部留保が17兆円までたまっている問題かどうかということがあるのです。

これは、経済産業省などは経団連を通じていろいろアンケート調査をすると、やはり大手企業については日本の法人税が高いということで、この制度によって日本にお金を配当する形で送金できないという幾つかの回答があったのです。私どもの新聞社でも、幾つかの企業についていろいろアンケートを調べたのです。やはり幾つかの企業についてはそういうことがあると言ひまして、私も本当に、この制度の問題が制度を変えることによって、それでは、日本の企業が海外で稼いだ資金が本当に戻ってくるのかどうかという疑問があったのですけれども、そういうような意見を結構言っているのです。

それで、この問題をどう考えるかといいますと、そうであれば、この制度を変えることによって、資金が国内に還流するかどうかはわかりませんが、そういうことを妨げないような制度にすることは時宜にかなった、早急に手続きすべきことかなと思いますので、それについて触れておきたいと思ひます。

○田中委員

今の国際課税の海外子会社からの受取配当について事務局に1つ御質問があるのですが、今回の御説明は、この受取配当の益金不算入ということですが、この受取配当が100%益金不算入に算入できるのか。あるいは一部でコスト見合い分は控除するというお話もありますけれども、もし、それが控除されると、我々企業にとっては現行の制度とあまり差がないような気がしますけれども、その辺は、今、どういう議論が進んでいるのかを1つお聞きしたいと思います。

○田中参事官

お答え申し上げます。

現状、まだ何も決まっておられませんし、これからの議論になると思いますが、海外でもこういう益金不算入と類似の制度を導入している国については、そういうコスト見合い分で控除する制度を有しておりますので、そういったものを参考にしながら、どの程度の水準が望ましいのかを議論していきたいと考えているところです。今のところ、そういう状況でございます。

○中里委員

田中委員にあれですけれども、税負担の問題もあるのですけれども、とりあえず、この間接外国税額控除というものは、法科大学院で国際課税を講義していても、こちらでも途中でわからなくなってしまう、異様に複雑な、企業も困りますし、課税庁の方も、というところがありますので、そこが整理されるだけでも、実は企業にとっても、国税庁にとっても、相互にとってメリットがあって、大人の解決方法だと思ひまして、あとは、益金不算入の割合をどの程度というのは、その後の政策判断の問題として十分に議論可能だと思います。

○田近委員

今日は相続税から国際課税まで森羅万象の議論を展開しているみたいで、相続税については仕事を引き受けた関係でいろいろお話ししましたし、むしろ個人的には国際課税のこういうところで仕事をしているのですけれども、田中参事官の御説明は非常によかったのですけれども、テクニカルな面は否めない。

それで、一言で言いますと、非常に本質的な改革をしているのだということはここでシェアすべきだ。つまり、日本の企業の海外子会社が外国で上げた所得にどう税金をかけるかというときに、今、早い話、合算してかける。少し乱暴過ぎますけれども、それに対して、今度は外国で稼いだお金に関しては外国の税金で完結するという話です。したがって、物すごく大きな話で、経済学者でも議論したくなる問題であります。

ただ、ここでシェアしておきたいことは、私もこういう流れでいくのかなと思ひますけれども、なぜ、これが重要なのかという今の中里さんのポイントが1つで、直接、間接というものを御説明できませんけれども、とにかく現行制度は複雑だ。子会社、

孫会社が外国で払った税金まで全部証拠を持ってこいとか。そういう意味で簡素化は重要だ。

それから、ある意味で、ストレートに申し上げますと、日本の中の法人税は非常に高いわけです。そういう中で、日本の企業が外国で競争していくときに、ここで租税関係が完結してしまえばより競争的になるではないかというのが本質的な議論の一つであると思います。

それで、お金が返ってくるかどうかというのは経済産業省自身も表現を変えてきて、これは還流税制というよりも、返したいときに適切に返せる。隣にキャノンの方もいて、いろんな大会社がいますけれども、日本の会社は、今、国内でキャッシュフローをいっぱい持っているわけです。したがって、これでもって海外の利益が返ってくるかどうかはわからない。それは新聞社の方がどうですかと聞けば、企業の方は多分、返すでしょうねとおっしゃると思いますけれども、だから、還流しなければいけないということではなくて、もっと頭をソフトにといいいますか、日本企業の立場に立てば、やはり海外の土俵でいろんな企業とイコールフットィングで闘わせたい、あるいは活動してもらいたいということだと思います。

ただ、ここでやはり税調で念を押してもらいたいのは、「企画 27-3」の資料の 7 ページなんですけれども、実はこの議論は国際的に大議論になっていて、7 ページに非常に適切なまとめ方で、バイアスのないまとめ方をされていると思います。アメリカ大統領の税制改革諮問委員会の報告とかがありましたけれども、本当にテクニカルな、逃げ足の早い所得と、そうでない所得は分けて、逃げ足の早い所得には、それは相変わらず、全世界所得課税をしてください。アクティブ、パッシブインカムというのですけれども、そういうことをしなさい。あるいは移転価格の問題が激しくなります。それをどうするのですか。

それから、そういう議論をした結果、アメリカの両院税制委員会とか、イギリスの財務省の方も、かなり腰が引けてきたといいますか、フリーハンドで国外所得免税には行かない。ということは、きちんと外国に行った企業の所得に税金をかける仕組みも同時に担保しましょうということは言われています。それは田中参事官の御説明にもありましたし、財務省の方でもそれは十分認識されているわけです。

まとめると、私のまとめですけれども、日本の法人税は非常に高い中で、日本の企業は海外でいろんなところで競争していかなければいけない。そういう環境と、あと、税の執行の手続を考えますと、ある意味で、こういう形はあり得るだろう。ただ、この税制というものは先進各国で非常に両手を挙げてそちらに行けばいいということではない。田中委員がおっしゃったように、それでは、どれだけ益金算入できるのかとか、非常に問題です。親会社に付けるのか、子会社に付けるのか、大変な問題であります。

だから、私の主張といいますか、ここでのお願いといいますか、考えは、もう少し、

この問題に対して我々はもっとリラックスといいますか、頭をやわらかくしていいのではないか。つまり、税の執行が複雑だ。それから、日本の企業を海外でもっと競争力を高めてあげたい。その結果、戻ってくるものは戻ってくればいい。戻ってこさせるためにこの税をやるのだとなると、話はこんがらがると思います。

そして、何よりも、これは長い議論の序幕の序幕ということで、これからいよいよ日本の国際的な企業課税を、それこそ中里さんたちが御専門ですから、そういうインプットも活用して、長い議論の序幕を切ったことを是非、答申に書き込んでもらいたいと思います。

○神野会長代理

すみません、むしろ固定資産税について御意見をいただければと思うのです。どうぞ。

○高木委員

直接、固定資産税云々に関わりがありますけれども、今、住宅ローン減税の話がいろいろされていますね。これは減税規模だけが非常に大きいようなお話で新聞等に報じられているんですが、実態的には中・低所得層にあまり恩恵がないのではないかと。2006年だと思いますが、地方への税源移譲の問題が議論されて、その結果、所得税からだけでは控除できないようなケースについて、住民税からも引けるようにしてもらったらどうかという議論が、今、あるんだろうと思っていますけれども、その辺、この問題と直接かどうか、扱う場所が違うのかもしれませんが、固定資産、不動産絡みだということで、そういう内容を答申のどこかに書いてもらえないか。

それから、発言の機会をいただきましたので、ついでの話で申し訳ありませんが、今の外国税額控除は、原則的には私も賛成なのですが、連合もいろいろ組合を通じて聞いてみましたら、やはり企業によって、持ってくる、持ってこないも含めて、いろんな判断をするのだろう。そういう意味では選択性といいますか、その対象も持ってくる場合にはこういうことでないとだめだとか、それをあまりがんじがらめにするとうなるかという問題もあります。

あるいは例えば、国によっては損失、利益が出たときの課税の対象から除く、除かないとか、そういう制度を持っている国がいろいろあるようでございますから、その辺のこともどうなるか。これは細かいテクニカルな話かもしれませんが、御検討いただきたいと思います。

それから、田中さんやら井上さんもお見えですが、こうやって戻ってきたりすれば、ちゃんと労働者にも少しぐらい分けてくれると、持って帰ってきたら自分たちの御都合ばかりに使うというのはいかがでしょうか。これは少し余計なことですが、よろしくをお願いします。

○辻山委員

辻山でございます。

今の国際課税の問題については、皆さんおっしゃったとおり、勿論賛成なんですけれども、見直しを始める時期かなと思うんですけれども、先ほどの相続税のところ、相続税はやはり2面あると思ひまして、1つは社会保障の財源の面から見た相続税という面では、遺産税という理屈づけは納得ができるのかなと思ひます。

だからといって、相続税の仕組みそのものを遺産税のものにするという、イコール、そのまま、だからそうだとすることにはならないと思ひます。相続税のデザインは時代とともに変化して、今は遺産取得税の方に移っているという、両方あっていいのかな。どちらか1つでないと整合的ではないでしょうという考え方にする必要はないのかなと思ひています。

それから、その面で、今回の遺産取得課税の方に移っていくときに、事業承継税制を契機にというものがあまり前面に出ない方がいいのかなと思ひました。

#### ○井上委員

固定資産税の問題なのですが、今まで外需から内需に持っていけないと景気を上向きにさせられないという問題もあるわけですし、償却資産についてはやはり検討していくべきだと思ひます。

その次に、納税番号の問題ですけれども、これは一本化、社会保障にしても、住民票にしても、1つにして、やはり何百億円というお金がかかって、そのランニングコストが今度はまた大変なわけですから、これは一本化にすべきだということをはっきりとさせていただきたい。

それから、相続税の問題で、再度言いますが、とにかく集中的な財産の取得をした場合に、その税負担が増えないように、これだけはひとつお願いします。

以上です。

#### ○中里委員

遺産取得課税方式に相続税が移っても、社会保障財源ということとは矛盾しないと思ひます。吉川先生がおっしゃったように、介護の社会化によって介護から解放されるのは子どもですから、相続を受ける側に課税してという説明で何ら問題はない。勿論、生産的側面もあっていいと思ひますが、ですから、そこはあまり気にしなくてもいいのではないかという気がします。

#### ○増淵委員

一言だけです。

今日中にすべての項目について言わなければいけないだとすればということなんです、納税者番号制度についてどなたも発言していなかったのが心配してはいたんですが、井上さんに言っていただいたので大変ありがたいですけれども、ロングオーバービューの議論だと思ひます。社会保障番号というものが先に導入されるのなら、それに乗っかってということで勿論いいわけですが、是非、早急に実現しなければいけないと思ひます。

○長谷川委員

お二方に言っていただいたので、私も言うことはないのですけれども、社会保障を議論すると社会保障番号をやれ。税の議論をすると納税番号をやれ。番号を振られる国民は1人なのですから、これは一本化すべきだという話で、今、たまたま資料を見ていたら、ほかの国はみんなどこでも、社会保障だって、税務だって、兵役も、年金も、みんな一緒に番号でやっているわけなので、日本だけができないはずはない。ですから、番号まで縦割りではかなわぬということを申し上げたいと思います。

○高山委員

まず、固定資産税の点については、去年の答申を踏まえて、また更にその面を繰り返すということではないかと私は思います。

社会保障番号と納税者番号については、一番先行しているのは社会保障カードだと思うのです。社会保障カードは、社会保障カード番号とは言っていないのです。識別記号、または番号という言い方で、識別記号というものはA、B、Cとかそういうアルファベットを使うことがあり得るのです。それで、番号でない。社会保障カードは識別記号と言っているだけなのです。これは一人ひとり1番号という形で振ることが前提になっている。住基のカードと一体化する方向が、今、強く求められている状況にあると思うのです。

納税者番号は、要するに非目的化すればいいわけです。納税時に識別記号なり識別番号を書いてくださいというふうにすれば、事実上、それを使えるわけですから、そちらの方向の議論に向かっていく必要があるのではないかと思います。あえて強く納税者番号と言わなくても、事実上、納税者番号の機能をそこで持つのだということだと思ふのです。

○神野会長代理

今日は、皆様方に生産的に御議論をいただきましてありがとうございます。

それで、相続税に関しては課税方式の問題がございしますが、これは誤解のないように申し上げておきますと、現在の課税方式は遺産取得税方式ですので、法定相続分課税方式を入れているので、実質的に遺産税方式みたいになっているという議論は成り立ち得るだけの話で、あくまでも遺産取得税方式でやっている。今回の事業承継税制を入れるという、前回といいますか、去年の私どもが出した答申で動き出した部分についての対応が迫られているわけで、それをどうするかについて、今日の議論を踏まえて、ただ、一応、私どもで合意したことがありますので、去年の答申と今日の議論を踏まえて、申し訳ないのですが、また担当はいずれにしても田近委員なので、田近委員にまとめてもらって、次回にでもまとめていただければと思います。

繰り返すようでございますけれども、今後の予定でございますが、次回は21日の金曜日の15時から17時までの審議となっております。

前回の会合で申し上げましたけれども、次回の21日は、14日の総論的な議論をとり

まとめたものと本日の議論で出された御意見を参考にしながら、昨年の答申で担当していただいた主査の方々にそれぞれ総論と各論をおまとめいただき、答申（案）を次回、この場でお諮りしたいと考えております。相続税については、先ほど申しましたので繰り返しません、皆様方に御議論をお願いする予定でおります。大変短時間で御議論をしていただかなくてはいけないことは重ねておわびを申し上げます。

なお、その際、毎年のごとくでございますが、報道関係の記者の皆様方には傍聴を御遠慮いただきまして、会合後の記者会見において、議論の概要を説明させていただきたいと思っております。

会議は非公開で行いますけれども、会議録自体は、後日、発言者名を伏した形で公開させていただきますので、御理解をいただければと思います。

その後、次回の21日に頂戴した意見を踏まえて、答申（案）を修正する作業を進めた上で、11月28日の金曜日に答申をとりまとめたいという予定を考えております。

日程などの関係上、誠に申し訳ありませんが、厳しいタイムプレッシャーの下で審議を進めていただくことに御理解をいただければと伏してお願いを申し上げます。

それでは、これで本日の会合を終了させていただきます。私の不手際で時間をオーバーしてしまったことを重ねておわび申し上げます。

どうもありがとうございました。

〔注〕

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため速記録から、内閣府大臣官房企画調整課、財務省主税局及び総務省自治税務局の文責において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、税制調査会議事規則に基づき、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。